

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人善隣館保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 役員（理事・監事）の報酬は定款21条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬等の額)

第4条 評議員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じる。

- (1) 別表第1に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員の報酬等の支給の時期は、次に掲げる時期とする。

- (1) 要件に準じてその都度支払う

(交通費の支給)

第6条 評議員に対しては、職務執行に伴い発生する交通費を支給するものとする。

(交通費の額)

第7条 評議員に対する交通費の額は、次に掲げる交通費区分に応じる。

(1) 別表第2に定める額

(交通費の支給方法)

第8条 要件に準じてその都度支払う

(出張旅費)

第9条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費規程により支弁する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この規定は、平成30年4月1日から変更の上施行する。

別表第1 (報酬等の額)

	報酬等
評議員会出席	0円
評議員会以外の職務	5000円

*各年度報酬等は5000円を支給限度とする。

別表第2 (交通費の額)

	交通費
評議員会出席	5000円
評議員会以外の職務	実費相当